

令和5年第1回姫路市議会
定例会提出議案

〔 議案第 17号～議案第 41号
報告第 1号～報告第 9号 〕

目 次

ページ

議案第 17号	(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例について……………	1
議案第 18号	姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	3
議案第 19号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	4
議案第 20号	姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	6
議案第 21号	姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について……………	10
議案第 22号	姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例について……………	11
議案第 23号	姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について……………	12
議案第 24号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について……………	15
議案第 25号	姫路市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について……	18
議案第 26号	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第 27号	姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて……………	22
議案第 28号	姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第 29号	姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の 要件を定める条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 30号	姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条 例について……………	29
議案第 31号	姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例の一部を改正 する条例について……………	31

議案第	32号	姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例 について……………	32
議案第	33号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	35
議案第	34号	姫路市下水道条例の一部を改正する条例について……………	36
議案第	35号	姫路市消防団条例の一部を改正する条例について……………	37
議案第	36号	契約の締結について……………	38
議案第	37号	契約の締結について……………	39
議案第	38号	包括外部監査契約の締結について……………	40
議案第	39号	土地改良事業の計画の概要を定めることについて……………	42
議案第	40号	市道路線の認定及び廃止について……………	45
議案第	41号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 の変更について……………	80
報告第	1号	専決処分の報告について……………	81
報告第	2号	専決処分の報告について……………	82
報告第	3号	専決処分の報告について……………	83
報告第	4号	専決処分の報告について……………	84
報告第	5号	専決処分の報告について……………	85
報告第	6号	専決処分の報告について……………	87
報告第	7号	専決処分の報告について……………	88
報告第	8号	専決処分の報告について……………	89
報告第	9号	審査請求の却下の報告について……………	90

議 案 第 17号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例について

(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例を次のように制定する。

(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、(仮称) 道の駅姫路整備運営事業に係る契約候補者の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) 市その他関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議 案 第 18号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

姫路市国民健康保険条例（昭和34年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第26条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議 案 第 19号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳児」を「乳幼児」に改める。

第2条第5号中「乳児」を「乳幼児」に、「1歳」を「3歳」に改め、同条第6号中「幼児等」を「こども」に、「1歳」を「3歳」に、「9歳」を「15歳」に改め、同条第7号中「こども」を「高校生等」に、「9歳」を「15歳」に、「15歳」を「18歳」に改め、同条第8号中「幼児等及びこども」を「こども及び高校生等」に改め、同条第10号中「乳児」を「乳幼児」に、「監護する」を「監護し、又はその生計を維持する」に改める。

第3条第1項中「当該乳児及び当該こども等の保護者に対して当該医療の給付に係る被保険者等負担額に相当する額を、並びに当該重度障害者（当該重度障害者が未成年者である場合には、当該重度障害者の保護者）、当該母子家庭の母等、当該父子家庭の父等、当該遺児の保護者及び当該高齢期移行者に対して」及び「、それぞれ」を削り、同項第3号中「当該高齢期移行者」を「高齢期移行者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「当該母子家庭の母等、当該父子家庭の父等及び当該遺児」を「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父等（以下この号において「ひとり親等」という。）又は遺児」に、「これらをこの号において「保護者等」という。」を「遺児が成年者であり、かつ、自ら生計を維持する者である場合にあっては、本人」に、「

（保護者等」を「（当該ひとり親等又は遺児の保護者）」に、「当該保護者等」を「当該ひとり親等又は遺児の保護者」に改め、同号ア及びイ中「乳児」を「乳幼児」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「当該重度障害者（当該重度障害者）」を「重度障害者（重度障害者）」に、「場合には」を「場合にあっては」に改め、同号ア及びイ中「乳児」を「乳幼児」に改め、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 乳幼児又はこども等の保護者（こども等が成年者であり、かつ、自ら生計を維持する者である場合にあっては、本人） 被保険者等負担額に相当する額（高校生等に係る入院以外の療養にあっては、当該高校生等の保護者に現に監護し、又は生計を維持する乳幼児及びこども等並びに生計を維持する子（以下「被生計維持者」という。）が3人以上ある場合に限る。）

第3条第4項中「同項各号」を「同項第2号から第4号まで」に改め、「（重度障害者でないこども、母子家庭の子でないこども、父子家庭の子でないこども及び遺児でないこどもの保護者は除く。）」を削り、同条第5項第5号中「遺児の生計を維持する者」の次に「（遺児が成年者であり、かつ、自ら生計を維持する者である場合にあっては、本人）」を加え、同項第6号中「こども等（3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者を除く。以下この条において同じ。）」を「こども等の保護者に被生計維持者が1人又は2人ある場合であって、当該こども等」に改め、同条第6項中「（重度障害者でないこども、母子家庭の子でないこども、父子家庭の子でないこども及び遺児でないこどもの保護者は除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

議 案 第 20号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成31年姫路市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させ

ることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第60条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第63条中「、第47条」を削る。

第68条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第97条及び第102条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第41条の2（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 この条例による改正後の第41条の3第2項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

議 案 第 21号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

姫路市旅館業法施行条例（平成15年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条に規定する」を「第31条第1項の規定により指定された」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 22号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例（平成12年姫路市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第49号中「490円」を「590円」に、「160円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 23号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2
6年姫路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後
児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職
員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業
所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その
他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この
条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講
じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに
、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけれ

ばならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずる

よう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議 案 第 24号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の

変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓

練を定期的に実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附則第2条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

議 案 第 25号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

姫路市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

姫路市子ども・子育て会議条例（平成25年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 26号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第6項中「「行わない」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」とを、「第4項中」の次に「「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 27号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成26年姫路市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員につ
いては、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、そ
の行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」
という。）については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場
合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第12条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第12条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児
の教育及び保育を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を
図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該

業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第6条 第18条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 28号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例による改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし

を防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を
定める条例の一部を改正する条例について

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を
定める条例の一部を改正する条例

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平
成30年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第14条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、
第6項の次に次の2項を加える。

7 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子ども
の移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼そ
の他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を
確認しなければならない。

8 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並び
にこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその
他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認
められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の
子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認
（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、附則第7項の表に次のよう

に加える。

附則第7項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 認定こども園において、この条例による改正後の第14条第8項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第7項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

議 案 第 30号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例について

姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例

(姫路市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第1条 姫路市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年姫路市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

別表姫路市立的形こども園の項の次に次のように加える。

姫路市立大塩こども園	姫路市大塩町2077番地5
------------	---------------

(姫路市立保育所条例の一部改正)

第2条 姫路市立保育所条例(平成27年姫路市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

別表姫路市立大塩保育所の項を削る。

(姫路市立学校条例の一部改正)

第3条 姫路市立学校条例(昭和39年姫路市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「姫路市立大塩幼稚園 姫路市大塩町汐咲二丁目20番地2」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和5年4月1日から施行する。

- (1) 第1条中姫路市立幼保連携型認定こども園条例附則第2項の改正規定
- (2) 第2条中姫路市立保育所条例第3条第1号の改正規定

議 案 第 31号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例の一部を改正する条例

姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例（平成21年姫路市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア（エ）中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 32号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第22号の次に次の1号を加える。

(22)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

第2条第1項第26号の次に次の1号を加える。

(26)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第27号中「第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの」を「第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改める。

第2条第1項第29号の次に次の1号を加える。

(29)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 高度地区内における建築物の高さ

の特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第40号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第40号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第45号の2の2中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第45号の2の3中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同項第74号ク中「であって」の次に「、低炭素基準適合証が添付されておらず、かつ」を加え、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、同号オ中「いない」を「おらず、かつ、誘導仕様基準により算出しない」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅部分に限る。）

であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号、第79号、第82号及び第85号において「省令」という。）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準（以下この号及び第82号において「誘導仕様基準」という。）により算出するときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては38,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては125,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては178,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては322,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては520,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては915,000円

第2条第1項第79号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号、第82号及び第85号において「」及び「」という。）」を削り、「以下「」を「以下この号、次号及び第85号において「」に、「第80号」を「次号」に改める。

第2条第1項第82号中ケをサとし、クをコとし、キをケとし、同号カ中「ある」を「誘導仕様基準によらない」に改め、同号中カをクとし、同号オ中「ある」を「誘

導仕様基準によらない」に改め、同号中オをカとし、同号カの次に次のように加える。

キ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る性能向上計画で誘導仕様基準によるときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては37,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては181,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては328,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては533,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては940,000円

第2条第1項第82号エの次に次のように加える。

オ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る性能向上計画で誘導仕様基準によるときは、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては20,000円、200平方メートル以上のものにあつては22,000円

第2条第1項第85号オ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号カ中「基準適合認定申請で」の次に「モデル住宅基準又は」を加え、同号キ中「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下この号において「フロア入力基準」という。)」を「モデル住宅基準」に改め、同号ク中「フロア入力基準」を「モデル住宅基準」に改め、同号ケ中「若しくはフロア入力基準」を削り、同号コ中「、フロア入力基準」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 33号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

手柄住宅	姫路市飯田647番地	を削る。
------	------------	------

」

別表第2号の表中

「

城東町住宅	姫路市城東町124番地1	を
手柄住宅	姫路市飯田647番地	
	姫路市手柄103番地	

」

「

城東町住宅	姫路市城東町124番地1	に改める。
-------	--------------	-------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 34号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市下水道条例の一部を改正する条例について

姫路市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市下水道条例の一部を改正する条例

姫路市下水道条例（昭和35年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表終末処理場で下水を処理している区域の款前処理場処理汚水の
項中「2,000円」を「2,230円」に、「200円」を「223円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（使用料の特例）

3 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間の使用に係る終末処理場で下水を処理している区域の前処理場処理汚水の使用料については、第13条第1項の表中「2,230円」とあるのは「2,000円」と、「223円」とあるのは「200円」として、同表の規定を適用する。

議 案 第 35号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団条例の一部を改正する条例について

姫路市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防団条例の一部を改正する条例

姫路市消防団条例（昭和25年姫路市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「3,500円」を「4,000円（姫路市家島町消防団
にあっては、6,000円）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 36号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（電気）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（電気）工事
工 事 場 所	姫路市市川台二丁目1番地
工 期	令和7年8月29日限り
契 約 金 額	222,420,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市南条431番地2 栄藤電気株式会社 代表取締役 榮藤 高士

議 案 第 37号

令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（機械）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（機械）工事
工 事 場 所	姫路市市川台二丁目1番地
工 期	令和7年8月29日限り
契 約 金 額	311,300,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市花田町加納原田732番地10 高見設備株式会社 代表取締役 中野 豊大

姫路市長 清 元 秀 泰

土地改良事業の計画の概要を定めることについて

土地改良事業の計画の概要を下記のとおり定めたい。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により提出する。

記

1 地区名 皿池（姫路市飾東町豊国）

2 事業の施行に係る地域の所在及び現況

(1) 所在 姫路市飾東町豊国の一部

(2) 現況 受益面積 農地約1.9ヘクタール

3 事業の基本計画

(1) 主要工事 堤体工 1式

洪水吐工 1式

取水施設工 1式

仮設工 1式

(2) 予定工期 令和5年4月から令和9年3月まで

(3) 環境との調和についての配慮

ため池等の整備に際しては、周辺景観や生物生息環境に配慮するものとする。

4 費用の概算 242,000千円

5 事業の効果 ため池の決壊を未然に防止し、農業用水の確保と農業経営の安定を図る。

6 計画概要図 別図のとおり

